

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A	s	a	b	b

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)	
3 拠出先の概要	
1948年のイスラエル独立に伴う第一次中東戦争の結果発生したパレスチナ難民の救済を目的として、1949年12月に設立。本部はガザ(パレスチナ)及びアンマン(ヨルダン)に所在。ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区に居住するパレスチナ難民に対して、保健・医療、教育、食料援助等の基礎的サービスの提供を担っており、パレスチナ難民の救済を専門的に行う唯一の機関。	
4 (1) 本件拠出の概要	
拠出金は、UNRWAの保健・教育等の事業経費及び人件費等に充てられる。UNRWAは自ら運営する140以上の保健センターや700以上の学校等でパレスチナ難民を雇用し、収入獲得及び生計支援ともなっている。本拠出を通じ、UNRWAに登録されているヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区に居住するパレスチナ難民に対し、保健・医療、教育等の支援を実施する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 199,116 千円	
日本の拠出率 3.5%(拠出順位:5位) 補正予算を含む外務省の拠出合計額ベース(約33百万ドル)	
参考: 独 22.4%(1位)、EU 16.7%(2位)、英国 6.8%(3位)、スウェーデン 6.4%(4位)	
日本は長年アジアのトップドナーを維持している。	
令和3年度当初予算額 175,947 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、在ラマツラ出張駐在官事務所(対パレスチナ日本政府代表事務所)	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力」、「測定指標2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下に設定された中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。」(より具体的には、「難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策」を行う。)、また、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施

策 I-5 中東地域外交」、「個別分野1 中東地域の安定化に向けた働きかけ」(より具体的には、「1 中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向けた関係者への働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成のための取組を推進する」)を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf>) 391-397 ページ及び 90 ページ参照)

1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

日本は中東の平和と安定に大きな役割を果たす UNRWA の活動を重視しており、脆弱なパレスチナ難民への支援を行う UNRWA の活動は、日本の国際貢献の基本理念である「人間の安全保障」に大きく貢献している。

UNRWA はパレスチナ難民への人道・開発支援を直接提供する特殊な国際機関であり、パレスチナ難民の人権保護、健康な生活の確保、子どもたちの平等な教育へのアクセス、生活・生計向上支援、基本的な生活ニーズの確保にかかる住環境改善支援を、国連総会決議のマンデートに基づき実施している。

サービス提供機関である UNRWA は、多くのパレスチナ難民を雇用し、140 以上の保健センターや 700 以上の学校を運営しており、UNRWA がなければ 570 万人のパレスチナ難民への保健・教育等の必要不可欠なサービスの提供が滞り、その役割は代替不可能である。

日本からの拠出を通じて、マンデートで定められた5つの活動地域(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区、ヨルダン、シリア、レバノン)でパレスチナ難民を対象とした人道・開発支援活動を実施しており、国際平和協力の現場レベルでの実践及び推進に大きく貢献している。また、シリア及びガザ地区といったアクセス困難な地域で活動を実施しているため、二国間支援と補完し合うことで、包括的かつ効率的なパレスチナ難民支援の実施が可能となっている。UNRWA の支援を通して、SDGs 目標1: 貧困撲滅、2: 飢餓撲滅、3: 健康と福祉の促進、4: 教育機会の提供等の主要な目標の実現に貢献している。

2018 年8月に米 국무省は UNRWA への支援停止を発表したほか、2019 年 11 月にクレハンビュール事務局長が職権乱用疑惑を受けて辞任するなどしたが、その後の調査で資金の不正支出はなかったと判明したほか、ラザリーニ新事務局長の下で組織体制強化の取組が進んでいる。2021 年4月に米国は UNRWA への1億 5,000 万ドルの拠出を含む対パレスチナ支援を再開しており、日本は、本件支援の再開は日本が重視し多大な支援を行ってきた UNRWA の役割・任務を一層強化するものとして歓迎する外務報道官談話を発出した。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、UNRWA の各種公式会合に加え、少人数の主要ドナーグループであるストックホルムグループのメンバーとして、UNRWA の財政安定化に関する中長期的戦略等について議論することを目的に 2019 年以降3回開催された非公式少人数会合である閣僚級戦略対話に出席し、UNRWA の組織や財政に対して意見を反映させている。近年の参加実績は以下のとおり。

- ・ 第1回閣僚級戦略対話(2019 年4月、辻外務大臣政務官出席、於スウェーデン): 辻外務大臣政務官から、UNRWA の重要性及び UNRWA のドナー拡大に向けた日本の取組等について発言。
- ・ UNRWA 支援閣僚級会合(2019 年9月、茂木外務大臣出席、於ニューヨーク): 茂木大臣から、UNRWA の重要性を再度確認しつつ、同年すでに実施した 3,200 万ドルの拠出に加え、教育、下水処理、食料支援のために 1,100 万ドルの新規無償資金協力を実施する旨発言。
- ・ 第2回閣僚級戦略対話(2020 年4月、鈴木外務副大臣出席、オンライン方式): 鈴木副大臣より、UNRWA が支援提供というマンデートを全うすることの重要性を指摘した上で、UNRWA の長期的財政の安定化に向けてアジア諸国の協力強化を図っていく考えを表明。
- ・ UNRWA 資金調達閣僚級会合(2020 年6月、鈴木外務副大臣出席、オンライン方式): 鈴木副大臣より、UNRWA が中東の平和と安定に重要な役割を果たしており支援提供の責務を全うできることの重要性等について発言。

第3回閣僚級戦略対話(2020年10月、宇都外務副大臣出席、オンライン方式) : 宇都副大臣から、パレスチナ難民の新型コロナウイルス感染者数急増への憂慮とUNRWAによる対応の評価、財政安定化におけるUNRWAと主要ドナー国による密接な連携の重要性、UNRWAが進める組織改善に対する期待等について発言した。 日本は、1972年からUNRWAの活動につき事務局長をサポートする機能をもつ諮問委員会(29か国で構成)のメンバーであり、年2回開催される定例会合にも参加。また、国連総会におけるUNRWA財政作業部会にもメンバーとして参加しており、UNRWAの運営に対して影響力を有している。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
2012年から2018年までほぼ毎年事務局長が訪日し、外務大臣等への表敬や外務省幹部との意見交換、国会議員やJICA、NGOとの面会や意見交換、大学での講演等を実施しており、2018年12月のクレヘンビュールUNRWA事務局長訪日の際には河野外務大臣を表敬し、閣僚級会合での共同議長としての貢献及び日本の支援に対する謝意が表明され、河野外務大臣からはUNRWAのコスト削減に対する評価、また、引き続きUNRWAと協力していきたい旨述べた。 2019年12月にジュネーブで開催されたグローバル難民フォーラムにおいて、鈴木外務副大臣とソーンダースUNRWA事務局長が会談を行った。鈴木副大臣から、UNRWAの活動を中東の平和と安定に資するものとして評価し、その活動の効果や効率性及び組織改革を注視するとともに、財政危機にあるUNRWAに対して日本が今後も支援を継続していく旨述べたのに対し、先方からは、日本の貢献に対する感謝とともに、UNRWAの財政状況やサービス提供機関としてのUNRWAの独自性や効率性が述べられた。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性
2000年以降JICAボランティアがUNRWAのパレスチナ難民キャンプで活動。2011年にはJICAとUNRWAとの間で協力協定(MoU)を締結し、日本の開発支援との相乗効果の発現に貢献。例えば、ヨルダンでは、JICAの青年海外協力隊員をUNRWA施設に派遣して活動を実施。2020年以降は新型コロナウイルス感染症拡大により隊員が引き上げているものの、状況が改善された場合は派遣再開の検討が見込まれる。 また、2008年にJICAの支援により導入された母子手帳は広く一般的に活用されるようになり、2017年にはJICAとUNRWAが開発した携帯アプリケーションの母子手帳が導入され、UNRWA活動全地域にて現在も活用されている。アプリケーションはアラビア語圏内での汎用性があり、日本支援のビジビリティと効果を高める好例となっている。 2019年5月、UNRWAは日本の国立国際医療研究センター(NCGM)と、保健情報管理に関して5年間の協力を行うため協力協定(MOU)を締結しUNRWAの電子非感染症(NCD)手帳の開発にかかる協力が進められた。2017年～2019年度の日本からの補正予算拠出は、2020年10月の非感染症携帯アプリケーションの立ち上げに貢献。母子手帳アプリケーション同様、今後アラブ圏での活用が見込まれ、オールジャパンの支援効果として意義が高い。 2012年以降、UNRWAは毎年、東日本大震災の被災者との連帯を示す風揚げイベントをガザ地区にて実施。2015年11月には、クレヘンビュール事務局長がガザ地区のパレスチナ難民の子どもたちと共に来日し、岩手県釜石市で日本の子どもたちと風揚げを行い、東日本大震災の被災地を視察・激励した。2020年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかったが、2021年3月にもガザ地区での風揚げイベントを行っている。 国立極地研究所の協力により、UNRWAの生徒と南極昭和基地を中継でつなぐ「南極教室」を2016年以降実施(直近では2019年11月に実施)。封鎖されたガザ地区を出たことがない子どもたちが多い中、UNRWAは運営する学校の授業で世界とつながる機会を創出。
1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
UNRWAは国連総会で承認されたマンダートに基づきパレスチナ難民に対して専門的に支援を行う機関であり、1-1(2)に記載のとおり、UNRWAが機能しなければ、シリア難民に次ぐ世界最大の難民数である約570万人のパレス

チナ難民への保健や教育等の基礎サービスが滞っていたため、1-1(1)に記載の中期目標の中にある「難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策」の達成のために、本件拠出は大きく貢献した。

3-2(2)のような不適切事案が発生したことは遺憾なるも、その後の調査で資金の不正使用はなかったことが明確となり、また、改善策としての組織改革の策定に迅速に着手し実行に移したこと、3-2(1)のとおりに具体的取組及び進捗があったことを踏まえれば、組織体制の強化が図られていることが確認できる。

新型コロナウイルス感染拡大で人口過密なパレスチナ難民キャンプでの急速な蔓延が憂慮されたが、財政危機に直面しながらも、機関が運営する140以上の保健センターでの対応が図られ、感染者数が抑えられたことは評価に値する。また、700以上の学校を運営しているが、53万人以上の児童及び生徒にリモート教育を迅速に導入し、紛争時の緊急下における教育サービスの提供実績を生かした対応を行ったことも高く評価できる。

日本人職員の増強についても、機関の職員の99%が現地職員（多くがパレスチナ難民）であるなか、4のとおりに増員している。

以上を総合的に判断すれば、本件拠出は、外交目標の達成において極めて高い貢献をしたと総括できる。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNRWA は、2016-2022 中期戦略において、パレスチナ難民の人間開発を進めるために、以下の5つの戦略成果目標を設定している。

- ① 国際法の下での難民の権利が保護され促進される。
- ② 難民の健康が守られ、疾病負担が軽減される。
- ③ 児童及び生徒が、質が高く、公平で、包摂的な基礎教育を修了することができる。
- ④ 生計機会の向上により、難民の能力が強化される。
- ⑤ 難民が、食料、住まい及び環境衛生といった人間の基本的ニーズを満たすことができる。

この戦略成果目標は、SDGsの実現に資するものである。UNRWA が貢献するSDGs 目標: 1、2、3、4、5、8、10、13、17。

2-1(2)【コア拠出分のみ】上記2-1の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2019 年活動報告は 2020 年6月に発行され、UNRWA は上記戦略目標に基づき、主に以下の取組・活動を実施している(2020 年活動報告は、2021 年6月に発行予定)。

【難民保護】UNRWA は5つの活動地域において約 570 万人のパレスチナ難民に対し教育や医療などの支援を直接提供しており、学校や診療所などの施設の建設や運営なども行うほか、コロナ禍で特に脆弱な状況に置かれたパレスチナ難民に対して緊急支援を実施した。例えば、2019 年は 1.2 万人以上の人々に法的支援を行った。

【保健・医療支援】UNRWA は活動地域内で一次医療ケアセンターである保健センターを運営し医療支援を実施。特に母子医療、家庭医制度、保健教育などに力を入れている。オンライン診療管理システム(E-Health)を拡充し、カルテ等の電子化、携帯アプリケーションの開発・拡充を通じてコロナ禍においても遠隔診療を可能とした。2019 年は 141 の保健センターを運営し、プライマリ・ヘルスケアの診察数は 870 万件以上であった。

【教育支援】UNRWA は小中学校等を運営し、パレスチナ難民に基本教育を無料で提供しており、職業技術訓練や教員の育成にも注力している。また、UNRWA は男女に平等な教育機会を提供している。コロナ禍においては遠隔教育を全ての学年で実施した。2019 年は、709 の小中学校を運営し、53 万人以上の児童に教育を提供したほか、7,500 人以上の若者に職業訓練を実施した。

【生計支援】 UNRWA はパレスチナ難民に対し、小口融資や小規模起業支援などの生計支援を実施した。また、サービス提供機関として支援活動はパートナー団体等を介せずすべて UNRWA が直接実施しており、そのなかで3万人近くのパレスチナ人(多くがパレスチナ難民)の雇用を創出した。2019 年は、3.5 万人以上が裨益した。

【救済・福祉サービスの提供】 UNRWA は活動地域内で、貧困度が高く生活を送るのに困難なパレスチナ難民に対する支援を実施しており、食料支援、生活必需品等の提供、住宅改善支援などを実施。また、女性・身体障がい者支援、公民館の運営等を行った。2019 年は、150 万人以上に食料等の救済支援を行った。

【緊急支援】 UNRWA は、上記の通常事業に加え新型コロナウイルス感染症対策を含む緊急アピールを発出し、シリアやヨルダン川西岸地区及びガザ地区を中心に緊急人道支援として医療従事者への防護服等の提供、特別に困窮している難民への物資等支援、家屋やシェルターの再建等を実施した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

・UNRWA 活動対象5地域のうち、在ラマツラ出張駐在官事務所及び在ヨルダン日本国大使館では、UNRWA 現地事務所と活動進捗や組織体制等について情報共有・意見交換を行い、在レバノン日本国大使館内在シリア大使館臨時事務所においても、UNRWA よりシリア国内の活動体制や支援実施にかかる情報聴取を行い、その活動や取組状況について協議を行っている。

・当初予算の他、補正予算、緊急無償資金協力(シリア及びレバノンにおける人道危機に対する緊急無償資金協力、シリアにおける人道危機に対する緊急無償資金協力)、食料援助、連携無償資金協力(西岸及びガザ地区パレスチナ難民キャンプにおける学校建設及び下水道網改善計画(UNRWA 連携)、パレスチナ難民の子供のための質の高い包括的な教育に向けた学校における学習環境強化計画(UNRWA 連携))を通して、日本は UNRWA と連携してパレスチナ難民に対する人道支援活動を迅速に実施し、新型コロナウイルス感染拡大が続く中でも、中東の平和と安定に大きな役割を果たす UNRWA の活動を支え、ウイルスの蔓延を防ぐことに貢献した。

・UNRWA は日本の拠出による事業の広報も積極的に実施しており、2020 年3月にはレバノンのパレスチナ難民キャンプの改修及び医療機材整備支援事業の完了式典に在レバノン日本国大使が出席し、コルドーネ・レバノン事務所長より日本の支援に対する謝意が述べられるとともに、現地の複数メディアにて取り上げられた。また、2020 年12月には、日本の補正予算が活用された家庭医学ディプロマ卒業式が開催され、ステンス UNRWA 副事務局長より、日本の支援により累計125名の医師が同コースを修了したこと、また卒業生からは封鎖されているガザ地区からオンラインで最先端の家庭医学を修得できたことへの謝意が表明された。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	2019 年6月 (日本の2018 年度分) 2020 年6月 (日本の2019 年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021 年6月頃(日本の2020 年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
【予算状況】	

・ 3-2(1)に記載の経費削減努力にも関わらず、2019 年はドナー国からの拠出の削減によりコア予算において 1 億 4000 万ドルの赤字を計上し、2018 年の繰越金や緊急性が最優先ではない活動・調達の支払いの延期などで対応した。

【監査報告の概要】

・UNRWA 内の独立監査・調査室は 2019 年に7件の内部監査を実施(調達、情報管理、マイクロファイナンス、本部職員給与支払、本部職員必修研修、ヨルダンの難民キャンプにおけるごみ処理、職員採用)。いずれも大きな問題は指摘されず、給与支払い(更なる管理強化や従事職員の能力強化)や必修研修(計画と実施管理の徹底、ジェンダー研修の必修化)に関しての勧告がなされた。

・国連会計監査委員会(BOA)による外部監査(直近では 2020 年7月に公表)では、適正な管理がされているとの評価の上で、UNRWA に財務・調達管理の強化の検討を求めた。2020 年分の BOA の監査は、2021 年4月及び5月に実施。

・国連の内部監査部(OIOS)による内部評価(直近では 2020 年3月報告書公表)では、2017 年報告での指摘点について大いに改善があったこと、新たな中期戦略の策定及び資金不足対策に対して評価がなされた。他方で、財政危機及び政治・経済状況の困難が、UNRWA によるそれら努力のインパクトが発揮されにくい状況となっているものの、最終的には資源動員等に役立つだろうことが言及されている。

・OIOS による内部評価については、その結果を年2回の諮問委員会(6月及び 11 月)でドナーへ報告し、ドナーからの意見も踏まえ将来の事業や体制に改善・対応策を反映している。

・UNRWA は毎年夏頃に事務局長による国連総会への年次報告(執行済みの予算に関する会計報告を含む)を提出しており(直近では 2020 年8月に 2019 年度年次報告を提出)、コロナ禍での機関による迅速な対応、財政危機にかかる資金動員の取組、組織改革等についての実績を報告している。

・監査等の結果、また慢性化する財政難の状況を踏まえつつ、効率的・効果的な資金配分とその説明責任の強化に取り組んでいる。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2(1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

【組織改革】

・3-1(4)の監査等の結果や3-2(2)の不適切事案での調査報告により提起された課題を克服するために、下記を含む組織改革の取り組みを実施。

・透明性と説明責任を高めるため、組織内部における意思決定機関(Executive Committee)を設置。

・独立監査・調査室(Department of Internal Oversight Services)の機能評価を実施し、監査機能強化を計画。

・渉外局を再編し、民間資金と政府資金担当部署を統合してパートナーシップ部を設立し、資金調達とドナー協力を強化。

・職員からの問題提起への対応や組織内紛争解決能力を強化するために独立のオンブズマン室を設置。

・人事・採用に関するルールを改定したことに加え、国連事務局の職員公募システム(Inspira)を使用することにより採用における透明性、公正さの向上を図る。

・財務、調達、情報管理体制の見直しと強化を実施。

・国際援助透明性イニシアティブ(IATI)への参加を開始、2019 年度の財務関連情報を提出済。2020 年度の情報は 2021 年の第一四半期に提出予定。

【保護分野の強化】

・国際機関評価ネットワーク(MOPAN)による 2019 年6月の UNRWA 評価報告書で保護分野の強化が指摘されたことを踏まえ、戦略枠組みや保護セクターの組織図等の作成に着手することとし、また、政策及び計画レベルでの環境への配慮の必要性に関する指摘を踏まえ、次期中期戦略への指標の導入を検討している。

【経費削減・効率化の努力】

・近年の財政危機を踏まえ、機関の努力により、2015 年以降 500 百万ドル以上のコスト削減を実現。
 ・組織改革と緊縮財政で経費削減に尽力した結果、2018 年の 9,200 万ドルに続き、2019 年及び 2020 年もそれぞれ 8,600 万ドルの経費を削減。
 ・パレスチナ難民は第4・第5世代に突入し今後も増え続けるため UNRWA が提供するサービス量が必然的に毎年増大する中で、保健及び教育サービスにおけるデジタル化や、現地職員の人件費及び調達にかかる見直しを実施してきたことは評価に値する。しかしながら、人件費削減は雇用するパレスチナ難民の貧困を増大し、サービス削減となればパレスチナ難民の保健や教育・貧困救済支援の縮小という直接的な影響を裨益者に及ぼすことから、UNRWA として最大限サービス量と質のバランスの維持に努めながら組織改革を進めている。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

・2019 年8月にクレハビュール事務局長を含む幹部職員の職権乱用や組織管理の不備を指摘する独立監査・調査室の文章が報道機関にリークされ、内部調査を求める声が高まるとともに一部ドナー国が調査の結果が出るまで拋出の凍結を表明。その後国連事務総長の指示により、国連内部監察部(OIOS)による内部調査が開始された。
 ・提起された疑義は人事や出張に関する不正、組織内部の意思決定にかかる透明性、一部幹部職員や補佐官による独善的な組織運営などがあり、内部調査開始当初に副事務局長と官房長が辞任、2019 年 11 月に事務局長が辞任。
 ・2019 年 12 月に任命されたソーンダース事務局長代理により OIOS の調査終了を待たずに組織改革案を策定、実施を開始。その後、改革案については、ドナー国等に諮問委員会、諮問小委員会、臨時の会議などを通じて進捗を報告するとともに意見交換を継続的に実施。
 ・2020 年2月、グテーレス国連事務総長は全国連加盟国宛の書簡にて詐欺行為がないことを報告し、拋出を凍結していたドナーは凍結を解除。UNRWA の財政難と役割の重要性に鑑み、複数のドナー国が追加拋出を表明。
 ・2020 年5月、ヴィオッティ国連事務総長室官房長による、主要国を対象とした OIOS 調査状況説明において、調査対象となっている5件のうち4件は必要な措置や懲戒措置が完了していることが報告された。
 ・2020 年中旬までに事務局長、副事務局長、官房長の幹部人事が終了。幹部体制を一新し、新体制の下で組織改革を引き続き遂行。

3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組

・メンバー国として、29 カ国・4オブザーバーで構成される諮問委員会に出席し、UNRWA 組織体制にかかる決定に関与している。
 ・幹部職員の職権濫用疑惑に対して、UNRWA 諮問小委員会にて事務局長がエルサレムだけでなくアンマン本部にも定期的に出張し管理体制強化を行うことを提言する等、会合等を通じて事実関係の明確化と改善を要求した。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)

(1) 日本人職員数の増減

過去3年の日本人職員数

☐ 拋出金の使途範囲内(拋出先の部局等)

(参考)

				☑ 拠出先全体		全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
4	4	2	3.33	3	-0.33	171
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
4	2	3	3	5	2	184
備考	UNRWA スタッフの 99%は現地スタッフであり、サービス提供機関として多くのパレスチナ難民を雇用しているため、国際スタッフ数は 200 人未満で、母数が少ない。そのため、日本人職員の増強は困難であるが、国際機関幹部候補職員を 2019 年より派遣し、日本人中堅職員のステップアップの機会を創出した。					
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
1	1	1	1	1	0	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
1	1	1	1	1	0	
備考						
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNRWA は日本人 JPO の受入れを積極的に行っており、2019 年 10 月にアントニノ・ブルサ人事局長が訪日した際には、日本人職員2名とともに上智大学にて「UNRWA の活動とそこで働く魅力とは」と題したキャリアセミナーを行い、UNRWA の活動内容、求める人物像、採用制度について紹介し、希望者と個別相談も実施した。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						